

## 子どもの通学通園路における交通安全の確保について

道路保全課 矢追 祐士

### 1. はじめに

通学路の交通安全の確保については、これまでも平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を契機に緊急合同点検を実施するとともに、各市町村が作成した「通学路交通安全プログラム」に基づく、継続的な安全対策を推進してきた。一方、令和元年5月に滋賀県大津市で発生した集団で歩道を通行中の園児らが死傷する事故を受けて、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても緊急安全点検を実施し、安全対策を推進してきた。

しかしながら、令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが衝突し5名が死傷する痛ましい事故が発生した。このことから、国からは通学路における交通安全を一層確保するために、千葉県八街市の事故の観点も踏まえた合同点検を実施するなどの取組が求められている。本論文では、令和3年6月の千葉県での事故を受けて、本県での通学通園路における交通安全確保に向けた取組について述べる。

### 2. 令和3年6月の千葉県での事故を受けた国の動きについて

令和3年6月の千葉県での事故を受け、通学路における交通安全を一層確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し「通学路における合同点検等実施要領」を作成し、各都道府県政令市に通学路の安全対策を講ずるよう依頼があった。この実施要領では、今回の事故を鑑み、①「見通しの良い道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所」、②「過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所」、③「保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所」などの観点も踏まえ危険箇所の確認を行い、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出を行い、対策案を検討するといった内容となっている。

### 3. 令和3年6月の千葉県での事故を受けた県の対応について

通学通園路における交通安全確保について、これまで奈良県では「奈良新『都』づくり戦略2020」及び「奈良新『都』づくり戦略2021」に「子どもの通学通園路の安全確保」を戦略テーマとして盛り込み、合同点検に基づく対策実施等を継続的に進めつつ、より安全な通学通園路の設置の検討を進めるため、通学通園路マップのデジタル化による経路上の危険箇所の見える化を行うとしていた。(図-1)

千葉県での事故を受けた国の動きを踏まえ、奈良県教育委員会は、令和3年7月20日に市町村等が実施する合同点検に第三者視点で同行するほか、合同点検後の報告に対し対策案の検討を行い、改善策を提案するとした。

令和3年10月15日現在、奈良県内では39市町村のうち27市町村の751箇所

で合同点検を実施され、18市町村の合同点検について、県、県教育委員会、県警が同行した。(表-1、写真-1)また、合同点検の結果を踏まえ、各市町村の意見交換、情報共有ができるよう、令和3年10月19日に令和3年度第1回通学路等安全対策推進会議を開催した。(写真-2)

**(49) 子どもの通学通園路の安全確保**

<p><b>これまで</b></p> <p>交通安全の観点に<b>防犯、防災の観点</b>を加え、<b>県内の全通学通園路の合同点検を継続的に実施し、点検の結果、発見・考案した対策メニューを順次実施してきました。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年 京都府亀岡市での事故を受け、緊急合同点検を実施</li> <li>平成25年～ 全市町村での「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係者で定期的に合同点検を実施→県全体で情報共有改善を図る</li> <li>令和元年 滋賀県大津市での事故を受け、未就学児の集団移動経路を含めた合同点検を実施</li> </ul> <p>【ソフト対策メニュー例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員を対象とした交通安全教室講習会</li> <li>You Tubeを活用した交通安全教育</li> <li>防犯アドバイザーによる防犯講習等</li> <li>地域防犯活動団体に対する防犯カメラ設置の補助</li> <li>警察施設への街頭防犯カメラ設置・ドライブレコーダー</li> <li>通学路マップの作成</li> </ul> <p>【ハード対策メニュー例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行空間の整備・信号灯器のLED化</li> <li>横断歩道の補修・高輝度化・歩車分離化(早出し)</li> </ul> <p>県内初のキッズゾーンが令和2年8月に桜井市で、12月には大和高田市でも設置されました。</p>	<p><b>もっと良くするために</b></p> <p>子どもの通学通園路の安全確保のため、施策を引き続き実施していきますが、より安全な通学通園経路の設定変更の必要性の検討も引き続き行います。</p> <p><b>交通安全施設の整備</b> (610百万円(債務負担行為331百万円)、R2-2月補正 280百万円)</p> <p>定期的に行う合同点検の結果を踏まえ、歩行空間の整備、横断歩道の高輝度化、信号灯器のLED化や歩車分離化(早出し)等の交通安全施設の整備を推進します。</p> <p><b>交通安全教育の実施(2百万円)</b></p> <p>歩行者として基本となる交通ルール、マナーや、自転車利用者として必要な技能・知識の習得、道路を安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を実施します。</p> <p><b>地域防犯力の向上(6百万円)</b></p> <p>関係者が集まり、昼下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を各市町村で構築します。</p> <p><b>より安全な通学通園路の設定の検討(6百万円)</b></p> <p>県内全ての学校(園)等の通学通園路マップのデジタル化及び経路上の危険箇所を可視化することにより、より安全な通学通園路構築の検討を推進します。</p> <p>令和3年度予算案 523百万円(債務負担行為 331百万円) 令和2年度2月補正予算案 280百万円</p>
--	--

図-1 子どもの通学通園路の安全確保

【「奈良新『都』づくり戦略2021」より抜粋】

合同点検箇所数	全県	奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市	御所市	生駒市	香芝市	葛城市	宇陀市	山添村	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	川西町	三宅町	田原本町
		実施中	59	31	15	51	106	23	38	54	実施中	16	5	0	12	16	22	5	16	14	68
	751	曾爾村	御杖村	高取町	明日香村	上牧町	王寺町	広陵町	河合町	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	
		6	2	8	16	36	30	88	4	実施中	実施中	2	0	0	0	8	0	0	0	0	

表-1 合同点検の実施状況(令和3年10月15日現在)

【令和3年度第1回通学路等安全対策推進会議 会議資料より抜粋】



写真-1 大和高田市、下市町における合同点検の様子

【令和3年度第1回通学路等安全対策推進会議 会議資料より抜粋】



写真-2 令和3年度第1回通学路等安全対策推進会議

今後は、市町村から報告される対策案について、県、県教育委員会、警察本部が第三者視点で対策検討案の内容を再度確認し、改善の必要のある対策について、市町村に提案を行う予定である。そして、1月下旬に開催予定の令和3年度第2回通学路安全対策推進会議で、市町村の当面の対策案の了承と改善状況についての情報共有を行い、その対策案にしたがって、市町村教育委員会、学校、道路管理者および地元警察署が対策を継続的に実施していく予定である。(図-2)

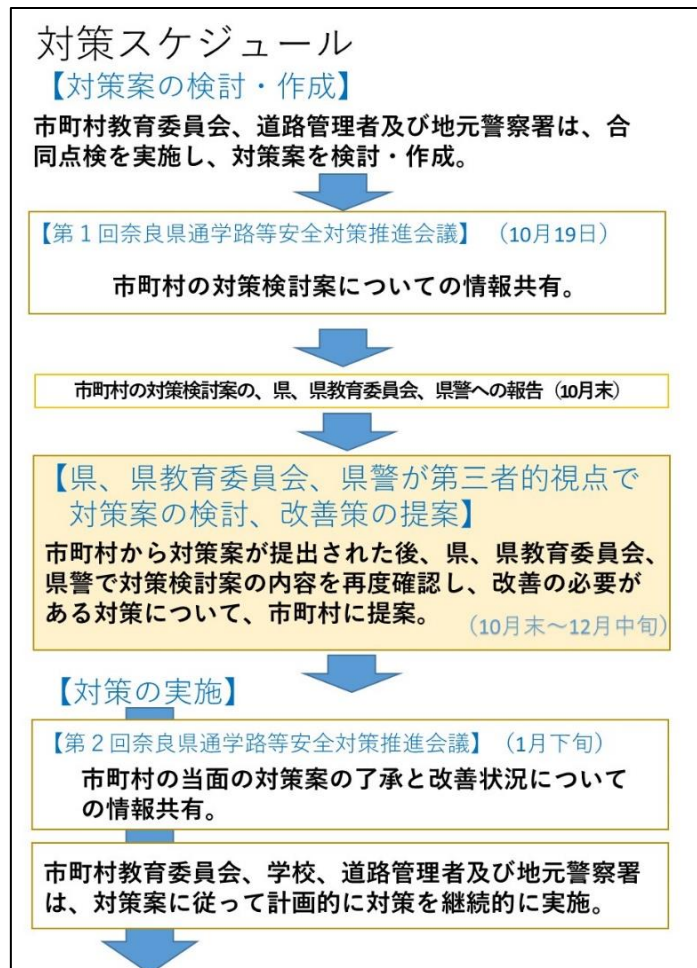


図-2 対策スケジュール

【令和3年度第1回通学路等安全対策推進会議 会議資料より抜粋】

#### 4. 道路関係機関(奈良国道事務所、土木事務所、市町村建設部等)での対応について

こういった県全体の動きのなかで、道路関係機関でも、市町村教育委員会から合同点検への参加要請により、国、県、市町村の道路管理者が合同点検を行っている。奈良県道路保全課では、今後、市町村から報告される対策案について、「危険箇所において道路管理者の対策メニューがなかった場合、さらなる道路管理者の対策が実施できないか」、「用地買収が必要な歩道設置等、時間を要する対策案の場合、速やかに対策の実施が可能な防護柵の設置等ができないか」等を確認する予定である。改善策の事例としては、防護柵の設置や路側帯のカラー舗装等の歩行者の安全性が向上する対策や、路面標示の設置や交差点のカラー舗装等のドライバーに注意喚起を促す対策などが考えられる。(写真-3～6)



写真-3 防護柵の設置



写真-4 路側帯のカラー舗装



写真-5 路面標示の設置



写真-6 交差点のカラー舗装

#### 5. おわりに

通学路等安全対策推進会議を開催することで、市町村間で合同点検状況等を共有することができ、合同点検が遅れている市町村へは早期に合同点検の実施を促すことができたと思う。さらに、今年度より合同点検に第三者的視点で県教育委員会も同行したことで、現在の通学路が安全なルートになっているかを再度確認することもできたと思う。

道路関係機関としては、通学路の安全確保について、今まで県は県管理道路の安全対策を進めながら、市町村道については市町村からの対策案や対策状況の報告を受けるといった関わりであった。だが、今後は市町村からの報告を第三者視点で確認し、状況に応じて改善策を提案する等、より安全な通学通園路の確保に努めて参りたい。

また、通学通園路の交通安全を確保するためには、通学通園路の見直しといった教育委員会等による改善や、警察による交通規制の実施等による改善なども不可欠であるので、引き続き教育委員会や警察等の関係機関とも連携しながら、通学通園路における交通安全確保に向けた取組を推進していきたい。